

〔倭訓栞^{中編二}〕いつすもの 一種物は朝廷古來の詞各一種を隨身して、殿上に於て興宴ありと埃囊抄に見えたり、保延三年に始れり、百練抄にも見ゆ、

〔塩囊抄^二〕イツス物ト云ハ何事ゾ

常ニ鳥目廿文ノ厚サ一寸アル故ニ、廿文各出ヲ一寸物ト云リ、甚下賤ノ僻言也、一種物ナルベシ一種物ト云事ハ、朝廷古來詞也、喻ヘバ各一種物ヲ隨身シテ、殿上ニ於テ興宴アリ、是ニ擬ヘテ下様マデモ、各一種物ヲ隨身シテ會合スル也、此事昔ハ常ニ院宮ニ於テ在ケル也、

〔松屋筆記^{九十五}〕一種物汁講、

一種物の事、源氏の注釋どもに見えたり、舊本今昔廿の七語に、各一種ノ物酒ナドヲ出シテ遊ブ日也と見ゆ、九州、四國、水戸邊にて汁講といふ事有、一種物の遺風也、

〔碩鼠漫筆^四〕一種物と云事

古への興宴に一種物といふ事あり、さるは各一種の肴物を携へ、便宜の所に集會して、盃酌の興を催さる、事と見えたり、こは舊記どもに散見せるを取攝て參考するに、おのづから其事の様しるかり、

〔日本紀略^四〕^{村七}康保元年十月廿五日丁卯、是日於左近陣座諸卿有一種物、魚鳥珍味、每物一兩種、於

中重調備之、參議雅信、重信、儲菓子飯、本陣儲酒、自殿上藏人所給菓子等、左大臣^{實類}早退出、不預

此座、辨少納言外記史同預之、十二月二日甲辰、諸卿於左近陣座有一種物事、

〔小右記〕永觀三年^{元寛和}三月四日戊申、晚景參院^融右大臣、左右兩將軍、三位中將等參入、各遣取

一種物、頻有盃酒事、廿日甲子、早朝參院、依物忌修、諷誦、殿上人各出一種物飲食、

〔續古事談^二〕^{臣節}大入道殿^{藤原兼家}攝政ニオハシケル時、法住寺ノオト^光爲ヨリハジメテ、オホク

ノ上達部、一種物ヲグシテマイリアツマリ給ケリ、カチテチギリアケルナルベシ、閑院ノ大將